

上野村漁業協同組合 遊漁規則

(共第6号第五種共同漁業権)

(目 的)

第一条 この規則は、上野村漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第6号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。）、ウグイ、カジカ及びウナギをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りではない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭又は組合が指定するオンラインシステム並びに自動販売機で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又は組合が指定するオンラインシステムにより申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員もしくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十四条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第九条第1項あるいは同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
ア ュ	組合が定める日時から9月30日まで
ヤ マ メ サクラマス イ ワ ナ	3月1日から9月20日まで

マ ス (ヤマメ、サクラマス、 イワナを除く。以下同じ。)	1月1日から12月31日まで
ウ グ イ	3月1日から翌年1月31日まで
カ ジ カ	7月1日から9月20日まで
ウ ナ ギ	7月1日から9月20日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣	1人につき1本
引 掛	1人につき1本
す く い 網	1人につき1統・網口径45cm以下
投 網	1人につき1統・やす、引掛漁法との併用は不可、網目は15センチメートルにつき10節以下
や す	1人につき1本
置き針（シテ針）	1人につき5本以下

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 漁具・漁法	イ 魚 種	ウ 区 域	エ 期 間
毛針釣 (フライ、テン カラを除く) ドブ釣り コロガシ	全魚種	上野村漁協が管理する漁場全域	1月1日から 12月31日まで
すくい網	全魚種	上野村漁協が管理する漁場全域	増水、濁水時

引 掛 投 網	ヤ マ メ イ ワ ナ サクラマス	上野村漁協が管理する漁場全域	1月1日から 12月31日まで
	ア ユ ウナギ カジカ ウグイ	下記の水域を除く上野村漁協が 管理する漁場全域	1月1日から組合 が定める日時まで 組合が定める日時 から12月31日 まで
		・上野村漁協が管理する神流川の 各支流の最初の堰堤から上流 ・第六条第1項に定めた区域 ・弁天橋から上流の神流川	1月1日から 12月31日まで
や す	ヤ マ メ イ ワ ナ サクラマス マ ス	上野村漁協が管理する漁場全域	1月1日から 12月31日まで
	ア ユ ウナギ カジカ	下記の水域を除く上野村漁協が 管理する漁場全域	1月1日から組合 が定める日時まで 組合が定める日時 から12月31日 まで
		・上野村漁協が管理する神流川の 各支流の最初の堰堤から上流 ・第六条第1項に定めた区域 ・弁天橋から上流の神流川	1月1日から 12月31日まで
	ウグイ	下記の水域を除く上野村漁協が管 理する漁場全域	2月1日から 11月30日まで
		・上野村漁協が管理する神流川の 各支流の最初の堰堤から上流 ・第六条第1項に定めた区域 ・坂下堰堤から上流の神流川	1月1日から 12月31日まで
置き針 (シテ針)	全魚種	・上野村漁協が管理する神流川の 各支流の最初の堰堤より上流 ・第六条第1項に定めた区域 ・坂下堰堤より上流の神流川	1月1日から 12月31日まで

餌釣り シングルフック (かえしのない もので1本の み) 以外を使用 した竿釣り	アユを除く 全魚種	第六条第1項に定めた区域	1月1日から 12月31日まで
スクーバ潜水器 具使用漁法	全魚種	上野村漁協が管理する漁場全域	1月1日から 12月31日まで
撒き餌を使用し た漁法	全魚種	上野村漁協が管理する漁場全域	1月1日から 12月31日まで
疑似オトリ リール竿 餌釣り	アユ	上野村漁協が管理する漁場全域	1月1日から 12月31日まで
竿釣り	ウグイ	上野村漁協が管理する漁場全域	9月21日から 翌年2月末日まで

3 第2項の組合が定める日時は、組合の掲示板に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域及び時間)

第五条 第三条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間又は時間中、遊漁をしてはならない。

区 域		期 間・時 間
東京電力の神流川発電所下部ダム洪水吐減勢工から下部ダム水廻し水路取水ダム（下部ダム調整池内の全域）		1月1日から12月31日まで
上野村大字川和滝の沢の全区域		
スゲノ沢駐車場から上流の御巣鷹の尾根に至る支流		
住居附沢川	神流川合流点から第1堰堤まで	1月1日から12月31日まで
	鏡の沢全区域	
	住居附沢川砂防ダムから上流	

のみぜ堰堤（塩の沢第1号堰堤）から大栃橋までの塩ノ沢	1月1日から12月31日まで
野栗沢支流所の沢全域	
上野村漁協が管理する漁場における各堰堤魚道内	
上野村大字新羽 蛇木堰堤より上流の神流川	1月1日から12月31日まで ただし、カジカに限る
上野村漁協が管理する漁場全域	・ 3月1日から3月末日まで 18時から6時まで ・ 4月1日から翌年2月末日まで 19時から5時まで ただし、第四条第2項における置き針（シテ針）漁は除く。

（キャッチアンドリリース区間の設置）

第六条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で速やかに再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
アユを除く全魚種	川和橋上流から乙母橋下流までの神流川	1月1日から 12月31日まで
	向屋地先の組合が定める場所から蛇木堰堤までの神流川	
	要橋下流端から神流川合流までの野栗沢	
	坂下堰堤、黒川堰堤より下流から弁天橋上流の組合が定める場所までの間	1月1日から 12月31日まで

- 前項の区域及び期間において遊漁する際は、シングルフックを1本（1本針を1本）かつバールブレスフック（返しのない針又は返しを潰した針）を使用しなければならない。
- アユを除く遊漁をする際は、他区間からの魚の持ち込みを禁止し、ビクその他、魚を収容できるものの持ち込みをしてはならない。

- 4 第1項及び組合が定める場所の公表は、組合の掲示板に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(全長の制限)

第七条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ヤ マ メ イ ワ ナ マ ス サクラマス	15センチメートル
ウ グ イ	8センチメートル
ウ ナ ギ	30センチメートル

(尾数の制限)

第八条 次の表の左欄に掲げる魚種は、第六条第1項、第十条第1項、第十条の二第1項及び第十条の三第1項の規定による区域を除き、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚 種	尾 数
ヤ マ メ サクラマス イ ワ ナ マ ス	20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付方法)

第九条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）又は組合が指定するオンラインシステム並びに自動販売機において納付するときは次の表のとおりとし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種は3,000円、アユを除く魚種は2,500円、投網は3,500円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。

遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
全 魚 種	徒手採捕	1 日	3,000円

	竿 釣 すくい網 引掛・やす 置 き 針	1 年	14,000円
	同 上 投 網	1 日	3,500円
		1 年	17,000円
アユを除く魚種	竿 釣	1 日	2,500円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期 間	遊 漁 料
中 学 生	全 魚 種	徒手採捕 竿 釣	1 年	500円
身体障害者 手帳を有する者	全 魚 種	徒手採捕 竿 釣 すくい網	1 年	11,000円
	ア ュ	投 網		14,000円
高校生	全魚種	徒手採捕 竿 釣 すくい網	1 年	7,000円
	ア ュ	投 網		8,500円
女 性	全魚種	徒手採捕 竿 釣 すくい網	1 年	11,000円
	ア ュ	投 網		14,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 3 遊漁料は、別表に掲げる遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(特設釣り場に関する事項)

第十条 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。ただし、採捕した魚は所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

<冬季釣り場>

ア 区 域	イ 期 間	ウ 漁具・漁法
坂下堰堤、黒川堰堤より下流から弁天橋上流の組合が定める場所までの区間	9月21日から翌年2月末日までの間で組合定める期間	竿釣り (毛ばり釣り フライ釣り ルアー釣り) (1人につき1本)

- 2 前項の組合が定める場所及び期間は、組合の掲示場に掲示するほか組合のウェブサイトにて公表するものとする。
- 3 第1項の区域及び期間で遊漁しようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。なお期間の欄の1日とは、9月21日から10月末日までにおいては納付日の9時から17時まで、11月1日から11月末日までにおいては納付日の9時から16時30分まで、12月1日から翌2月末日までは納付日の9時から16時までとする。

魚 種	期 間	区 分	遊 漁 料
マ ス	1 日	中学生	500円
		日券(女性)	2,000円
		上野村漁業協同組合が発行する期間 1年の遊漁証保有者	2,000円
		同上(女性)	1,500円
		上記以外の者	3,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 4 第1項の区域及び期間において遊漁する際は、シングルフックを1本(1本針を1本)かつバークレスフック(返しのない針又は返しを潰した針)を使用しなければならない。

- 5 第1項の区域及び期間において遊漁する際は、他の区間からの魚の持ち込みを禁止し、ビクその他の魚を収容できるものの持ち込みをしてはならない。

第十条の二 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。ただし、採捕した魚は所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

＜本谷、中ノ沢毛ばり釣り専用区＞

ア 区 域	イ 期 間	ウ 漁具・漁法
・東京電力の神流川発電所上野ダムから大神楽橋までの神流川及びその支流 ・中ノ沢第1号堰堤・日向沢第1号コンクリート堰堤から中ノ沢第1号堰堤までの支流	組合が定める日から9月20日まで	竿釣り （フライ釣り） テンカラ釣り （1人につき1本）

- 2 前項の組合が定める日は、組合の掲示場に掲示するほか組合のウェブサイトにて公表するものとする。
- 3 第1項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、第九条各項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。なお期間の欄の1日とは納付日の9時から17時までとする。

魚 種	期 間	区 分	遊 漁 料
ヤ マ メ サ ク ラ マ ス イ ワ ナ	1 日	中学生	500円
		日券（女性）	3,500円
		上野村漁業協同組合が発行する期間 1年の遊漁証保有者	3,000円
		同上（女性）	2,500円
		上記以外の者	4,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 4 第1項の区域及び期間において遊漁する際は、シングルフックを1本（1本針を1本）かつバーブレスフック（返しのない針又は返しを潰した針）を使用しなければならない。
- 5 第1項の区域及び期間において遊漁する際は、他の区間からの魚の持ち込みを禁止し、ビクその他の魚を収容できるものの持ち込みをしてはならない。

第十条の三 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。ただし、採捕した魚は所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

＜川の駅特設釣り場＞

ア 区 域	イ 期 間	ウ 漁具・漁法
坂下堰堤、黒川堰堤より下流から弁天橋上流の組合の定める場所までの間	3月1日から5月末日まで	竿釣り { フライ釣り テンカラ釣り ルアー釣り } (1人につき1本)

- 2 前項の組合が定める場所は、組合の掲示場に提示するほか組合のウェブサイトにて公表するものとする。
- 3 第1項の区域及び期間で遊漁しようとする者は、第九条各項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。なお、期間の欄の1日とは納付日の9時から17時までとする。

魚 種	期 間	区 分	遊 漁 料
ヤマメ サクラマス イワナ マス	1 日	中学生	500円
		日券（女性）	3,500円
		上野村漁業協同組合が発行する期間 1年の遊漁証保有者	3,000円
		同上（女性）	2,500円
		上記以外の者	4,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 4 第1項の区域及び期間において遊漁する際は、シングルフックを1本（1本針を1本）かつバースレスフック（返しのない針又は返しを潰した針）を使用しなければならない。
- 5 第1項の区域及び期間において遊漁する際は、他の区間からの魚の持ち込みを禁止し、ビクその他の魚を収容できるものの持ち込みをしてはならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第十一条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所および顔写真

(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る。なお、中学生を対象とする遊漁証は氏名のみ
の記載とする。)

(2) 承認期間

(3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

2 遊漁証の交付は、別表の遊漁証取扱所、特設釣り場遊漁証取扱所、組合が指定するオンラインシステム、組合が指定する自動販売機又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十二条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムにより発行された遊漁証を使用する場合は、遊漁開始前に遊漁料を納付し、遊漁中はオンラインシステムを通じて遊漁者の位置情報等が組合に提供されている状態で携帯しなければならない。ただし、電波が届かない等のやむを得ない場合又は漁場監視員の要求があった場合は、オンラインシステムで遊漁料を納付した情報が分かる印刷物又はオンラインシステムの画面等を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第十三条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ腕章をつけるものとする。

(1) 氏名および顔写真

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第十四条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

1 この規則は令和6年3月1日から施行する。

○令和6年2月19日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-10003号

◆◆◆注意事項◆◆◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第195条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆◆◆注意事項◆◆◆

別 表 遊漁証取扱所

NO	名 称	所 在	電話番号	備考
1	上野村漁協	上野村檜原 316-1	0274-59-3155	日、年
2	松元平吉	上野村乙母 84	0274-59-2057	〃
3	松元久二	上野村乙母 98	0274-59-2415	〃
4	植木康広	上野村川和 152	0274-59-2543	〃
5	黒澤昭司	上野村川和 134	0274-59-2379	〃
6	黒澤隆久	上野村勝山 282	0274-59-2131	〃
7	黒澤和也	上野村勝山 48	0274-59-2343	〃
8	土屋太一郎	上野村勝山 266	0274-59-2339	〃
9	かねと商店	上野村勝山 274	0274-59-2024	〃
10	道の駅	上野村勝山 118	0274-59-2665	〃
11	ヴィラせせらぎ	上野村勝山 684-1	0274-59-2585	〃
12	山形弘行	上野村新羽 55	0274-59-3037	〃
13	やまざと	上野村新羽 56-1	0274-59-2213	〃
14	鈴木浩太	上野村新羽 292	0274-59-2512	〃
15	仲澤佳久	上野村新羽 948-2	0274-59-2774	〃
16	伊原辰行	上野村新羽 1301-1	0274-59-2509	〃
17	桜井商店	上野村新羽 1013	0274-59-2026	〃
18	黒澤文男	上野村野栗沢 469	0274-59-2449	〃
19	黒澤光視	上野村野栗沢甲 953	090-7836-8309	〃
20	黒澤正人	上野村乙父 739	0274-59-2635	〃
21	相馬正徳	上野村乙父 125	0274-59-2566	〃
22	今井屋商店	上野村乙父 599-3	0274-59-2621	〃
23	J A マート	上野村乙父 918	0274-59-2477	〃
24	仲澤義全	上野村檜原 496	0274-59-2863	〃
25	神田 健	上野村檜原甲 182	0274-59-2556	〃
26	佐藤 学	上野村檜原 797	0274-59-2765	〃
27	坂野富次	上野村檜原 1003	0274-59-2755	〃
28	中村 悟	上野村檜原 1889	0274-59-2902	〃

29	堀川博明	上野村檜原 1628	0274-59-2812	〃
30	浅川 大	上野村乙父 917	0274-59-2626	〃
31	黒澤久男	上野村乙父 1221-1	0274-59-2637	〃
32	今井信夫	上野村乙父 1006	0274-59-2671	〃
33	堀川和久	上野村檜原 1917	0274-59-2826	〃
34	根岸喜久治	上野村檜原 2009	0274-59-2824	〃
35	久保純一	上野村檜原 3485	0274-59-2141	〃
36	しおじの湯	上野村檜原 3487-2	0274-59-3955	〃
37	ゆうわ釣り具店	藤岡市藤岡 740-1	0274-23-3993	年
38	セブンイレブン 鬼石三杉町店	藤岡市鬼石 634-4	0274-52-6707	日
39	セブンイレブン 下仁田インター店	甘楽郡下仁田町馬山 2413-2	0274-82-5954	〃
40	セブンイレブン 下仁田店	甘楽郡下仁田町下仁田 466-16	0274-82-2884	〃
41	アングルサム	安中市松井田町松井田 379	027-393-2196	年
42	よろづや 釣具店	富岡市富岡 1232	0274-63-0114	〃
43	アクロポリス	前橋市千代田町 3-6-15 アイドルビルB1	027-232-9833	〃
44	サンビーム高崎店	高崎市飯塚町 206-6	0273-64-3332	〃
45	つりピット！	高崎市江木町 1499-1	027-384-3390	〃
46	東毛漁協	伊勢崎市曲輪町 21-5	027-026-1143	〃
47	上州屋 高崎店	高崎市貝沢町 1319-1	027-364-0675	〃
48	鱒 夢	児玉郡本庄市児玉町児玉 15	0495-71-7074	〃

※日：日釣り券の取扱い、年：年券の取扱い

特設釣り場遊漁証取扱所

NO	名 称	所 在	電話番号	備考
1	上野村漁協	上野村檜原 316-1	0274-59-3155	

組合が指定するオンラインシステム

NO	名 称	所 在	電話番号	備考
1	Fish Pass	株式会社フィッシュパス 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16	0776(67)7335	日、年

※日：日釣り券の取扱い、年：年券の取扱い

組合が指定する自動販売機（24 時間稼働）

NO	名 称	所 在		備考
1	釣り券くん 1 号機	道の駅 うえの 上野村大字勝山甲 131		日
2	釣り券くん 2 号機	川の駅上野（上野村ふれあい館） 上野村大字檜原 316-1		日

※釣り券くん（自販機）は、溪流券のみの扱い